

高齢者施設におけるワクチン接種について

1. 対象施設について

- ① 介護保険施設
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 介護医療院
- ② 居住系介護サービス
 - ・ 特定施設入居者生活介護
 - ・ 認知症対応型共同生活介護
- ③ 老人福祉法による施設
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 有料老人ホーム
- ④ 高齢者住まい法による住宅
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ⑤ その他
 - ・ 生活支援ハウス

2. 接種にあたっての留意点

- ① 貴施設が接種を希望する医療機関に連絡し調整を行って下さい。
 - ※「希望する医療機関」とは、貴施設で診療を行う医療機関の中での調整です。
 - 既に貴施設で接種可能な医師が確保されている場合は、未調整の方の接種も可能か確認して下さい。
 - ※調整を行った結果について、新型コロナワクチン接種体制調査票①の3でお答え下さい。
 - ※接種日等について医療機関と調整を行って下さい。
 - ワクチンについては、訪問する医療機関が、接種数に応じて準備します。
- ②入所者及び従事者の接種希望者を把握して下さい。
 - ※新型コロナワクチン接種体制調査票①の4、調査票②でお答えください。
 - ※接種の対象となる介護従事者は、利用者に直接接する職員（職種は問いません）となります。
 - ※1回目接種済みの方については、1回目と同じ医療機関、接種センターでの接種を優先して下さい。
- ③ 調査票②の介護従事者については、市で接種券を発行します。なお、市外の方については、住民票のある市町村に接種券の発行を依頼するため、時間を要することとなります。
- ④ 予診票の記入や接種の同意等について入所者等に説明を行って下さい。
- ⑤ 1回目の接種を行ってから3週間後に2回目の接種を行う必要があります。